○茨城県立医療大学の後援名義使用承認取扱要領

平成17年2月16日 第10回教授会

(趣旨)

第1 この要領は、茨城県立医療大学(以下「本学」という。)の所管事務に関連して、県以外の者が主催して行う催事(以下「催事」という。)について、本学に対し後援名義使用承認申請があった場合の承認基準及びその他必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

- 第2 申請に係る催事が次の(1)及び(2)の要件を満たすときは、後援名義の使用を承認することができる。
 - (1) 催事の主催者が次のいずれかに該当する者
 - ア 国又は市町村(一部事務組合を含む。)
 - イ 公益法人又はこれに準ずる法人若しくは団体
 - ウ その他本学学長が適当と認める者
 - (2) 催事が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 県民の保健医療の向上に寄与するものであること。
 - イ 広域的であること。ただし、国、県及び市町村の行政と密接なかかわ りがあるものについては、この限りではない。
 - ウ 営利を目的としないものであること。
 - エ 具体的計画があり実効性があるものであること。
 - オ 特定の思想等の普及を図るものでないこと。

(承認の手続)

- 第3 後援名義の使用承認は、様式第1号により、次の条件を付して行うものとする。
 - (1) 催事の名称
 - (2) 後援名義使用期間
 - (3) 本学は、原則として経費を負担しないこと。
 - (4) 承認後、計画等に変更があったときは、直ちに届け出ること。
 - (5) 催事終了後は、様式第2号による実施報告書を提出すること。
 - (6) その他必要な事項

付 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年1月5日から施行する。

第 号年 月 日

殿

茨城県立医療大学長

後援名義の使用について

年 月 日付け 第 号で依頼のあった標記のことについては、 下記の条件を付して承認します。

記

- 1 催事の名称
- 2 後援名義の使用期間
- 3 経費 当該事業に係る経費の負担はしない
- 4 事業計画変更の届出 承認後、催事に係る事業計画等に変更があったときは、直ちに届け出ること
- 5 事業実施報告書(様式第2号)の提出 催事終了後、速やかに提出すること

第号年月日

茨城県立医療大学長 殿

所 在 地名 称電話番号代表者名

事 業 実 施 報 告 書

年 月 日付け医療大第 号で承認のあった後援名義の使用については、下記のとおり事業を終了しましたので報告します。

記

- 1 催事の名称
- 2 実施場所及び期間
- 3 事業実施の概要(参考資料を添付すること)